

佐野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合事業)

**第2条** 総合事業は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。）

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業（支援を要する者を把握する事業をいう。）

イ 介護予防普及啓発事業（介護予防活動の普及及び啓発を行う事業をいう。）

ウ 地域介護予防活動支援事業（地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う事業をいう。）

エ 一般介護予防事業評価事業（一般介護予防事業の事業評価を行う事業をいう。）

オ 地域リハビリテーション活動支援事業（地域における介護予防の取組の機能強化を行う事業をいう。）

(対象者)

**第3条** 介護予防・生活支援サービス事業の対象となる者は、省令第140条の62の4各号のいずれかに該当する被保険者とする。

2 一般介護予防事業の対象となる者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者及びその支援のための活動を行う者とする。

(利用料等)

**第4条** 省令第140条の63第1項の規定により市が定める利用料の額は、市長が別に定める。

2 介護予防・生活支援サービス事業の実施に際し実費が生じたときは、その費用は利用者の負担とする。

(介護予防・生活支援サービス事業に係る支給費)

**第5条** 介護予防・生活支援サービス事業に係る支給費の額は、省令第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、市長が別に定める。

(支給限度額)

**第6条** 省令第140条の62の4第1号に該当する者が指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスを利用する場合の支給限度額については、法第55条第1項の規定を準用する。

2 省令第140条の62の4第2号に該当する者が指定事業者による総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イの規定する単位数により算定した額とする。

(高額介護予防サービス費相当事業)

**第7条** 市長は、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。)を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業の実施については、令第29条の2の2の規定を準用する。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

**第8条** 市長は、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。)を実施するものとする。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業の実施については、令第29条の3の規定を準用する。

(利用の申請)

**第9条** 介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、介護予防・生活支援サービス事業利用申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(別記様式第2号)

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)の様式第1の質問項目に対する回答

(利用の決定)

**第10条** 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、利用を決定したときは介護予防・生活支援サービス事業利用決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知し、利用をすることができないと決定したときは介護予防・生活支援サービス事業利用棄却通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するとともに一般介護予防事業の利用を促すものとする。

(利用の決定の効力等)

**第11条** 前条の規定による介護予防・生活支援サービス事業の利用の決定の効力は、当該決定の日から生ずるものとする。

2 介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る有効期間(以下「有効期間」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 省令第140条の62の4第1号に該当する者 要支援認定の有効期間の満了する日

(2) 省令第140条の62の4第2号に該当する者 利用の決定の日の翌月の初日から24月を限度として市長の定める日までの期間。ただし、当該決定の日が月の初日である場合は、その日から24月を限度として市長の定める日までの期間とする。

(利用の更新)

**第12条** 有効期間の満了後引き続き介護予防・生活支援サービス事業を利用しようとする者は、その有効期間の更新を受けなければならない。

- 2 前項の規定による有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の60日前から有効期間が満了する日までに、有効期間の更新の申請をしなければならない。
- 3 前項の場合において、有効期間の更新がされたときは、その更新の効力は、有効期間が満了の日の翌日から生ずるものとする。
- 4 第9条及び第10条の規定は、有効期間の更新について準用する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、省令第140条の62の4第1号に該当する者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定（以下「要支援更新認定」という。）の申請をした場合は、当該申請を第2項の規定による申請とみなす。この場合において、同条第4項において準用する法第32条第6項の規定による要支援更新認定を受けた場合は、当該要支援更新認定を第4項において準用する第10条の規定による利用の更新の決定とみなす。

（利用の休止又は中止）

**第13条** 市長は、介護予防・生活支援サービス事業を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用の休止又は中止をすることができる。

- (1) 利用者の健康状態に変化が見られ、市長が介護予防・生活支援サービス事業を利用することが適当でないと認めるとき。
- (2) 利用者の主治医が休止又は中止の指導を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が介護予防・生活支援サービス事業の利用を継続することが適当でないと認めるとき。

（利用の変更等の届出）

**第14条** 利用者は、介護予防・生活支援サービス事業の利用の変更、休止又は中止をしようとするときは、あらかじめ、介護予防・生活支援サービス事業利用変更（中止・休止）届（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、法第115条の47第4項の規定により介護予防・生活支援サービス事業を法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）に委託している場合において、前項の規定による届出があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業変更（中止・休止）通知書（別記様式第6号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（利用の終了）

**第15条** 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を終了するものとする。

- (1) 第3条第1項に該当しなくなったとき。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業終了届（別記様式第7号）の提出があったとき。

- 2 市長は、前項第2号の終了届の提出があったときは、介護予防・生活支援サービス事業終了通知書（別記様式第8号）により利用者に通知するものとする。

（事業の評価）

**第16条** 指定事業者は、利用者ごとに事前評価（介護予防・生活支援サービス事業を行う前に行う評価をいう。以下同じ。）及び事後評価（介護予防・生活支援サービス事業を行った後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 2 事前評価及び事後評価の方法については、別に定めるところによる。

（指定事業者の報告）

**第17条** 指定事業者は、介護予防・生活支援サービス事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

2 指定事業者は、法第115条の47第4項の規定により提供するサービス（以下「サービス」という。）について、実施月ごとに、介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（別記様式第9号）により市長に報告しなければならない。

3 指定事業者は、サービスの利用状況を明らかにする書類及び経理に関する帳簿その他必要な書類を事業所に備え付けなければならない。

（遵守事項）

**第18条** 指定事業者若しくは指定事業者であった者又は介護予防・生活支援サービス事業に従事する者若しくは従事していた者は、介護予防・生活支援サービス事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（その他）

**第19条** この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

佐野市長 様

## 介護予防・生活支援サービス事業利用申請書

介護予防・生活支援サービス事業を利用したいので、次のとおり申請します。

被保険者番号				個人番号			
被 保 険 者	フリガナ			申請区分	新規・更新		
	氏 名			性 別	男・女		
				電 話	( )		
	住 所			年 齢	歳 65歳以上の方に限る		
	生年月日	年 月 日					
	備考	家族状況 : 独居・家族あり 日中の連絡先 : 自宅・その他 ( ) 通知送付先 : 自宅・その他 ( ) 利用予定サービス : 訪問型サービス・通所型サービス					
施設等への 入所状況	施設等の名称						
	所在地						
	電話番号	( )					
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					

介護保険要介護認定申請中で本申請後に要介護認定等が決定したときは、この申請を取り下げるものとします。

提出 代 行 者	名 称	該当するものに○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者）  <span style="float: right;">㊟</span>					
	所 在 地 電 話	〒 - ( )					
更新申請の方の前 回の申請結果	要介護区分等	事業対象者・要支援1・要支援2・要介護					
	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日					

私は、介護予防ケアマネジメントを実施するために本人の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリストを佐野市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス提供事業者その他総合事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示すること及び申請に当たり佐野市が介護保険料の支払状況等の調査を行うことに同意します。

被保険者氏名 ㊟ 代筆者氏名 (続柄等)

別記様式第2号（第9条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		年 月 日	男 ・ 女
介護予防サービス計画作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者			
介護予防支援事業所名		介護予防支援事業所の所在地 〒	
		電 話 ( )	
介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地 〒	
		電 話 ( )	
介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 ( 年 月 日付)			
佐野市長 様 上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画作成を依頼することを届け出します。 また、 <u>佐野市が保有する私の要支援認定に関する情報を介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に提供することに同意します。</u>			
年 月 日 住 所			
被保険者		電 話 ( )	
氏 名 ⑩			
保険者確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		
	<input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号		

(注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時又は介護予防サービス計画作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに佐野市へ提出してください。

2 介護予防サービス計画作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず佐野市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担することがあります。

届出年月日	処理者	決裁		
		課長	係長	係

## 介護予防・生活支援サービス事業利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長

印

年 月 日付けで申請のあった介護予防・生活支援サービス事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用決定番号	第 号		
利用者の氏名		性別	男・女
利用者の住所	佐野市		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話			
事業利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
事業実施場所			

介護予防・生活支援サービス事業利用棄却通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長



年 月 日付けで申請のあった介護予防・生活支援サービス事業の利用について、次の理由により利用をすることができないと決定したので通知します。

理 由	
-----	--



介護予防・生活支援サービス事業利用変更（中止・休止）届

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

⑩

年 月 日付け 第 号で利用の決定を受けた介護  
予防・生活支援サービス事業を次の理由により変更（中止・休止）を  
するので届け出ます。

利用者の氏名		性 別	男・女
利用者の住所	佐野市		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
電話番号			
利用事業名			
開始日	年 月 日から内容を変更（中止・休止） をする。		
理由			

介護予防・日常生活支援総合事業変更（中止・休止）通知書

年 月 日

様

佐野市長



次のとおり介護予防・日常生活支援総合事業の利用の変更（中止・休止）の届出がありましたので通知します。

利用者の氏名		性別	男・女
利用者の住所	佐野市		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
電話			
利用事業名			
開始日	年 月 日から内容を変更（中止・休止）する。		
理由			

介護予防・生活支援サービス事業終了届

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

⑩

年 月 日付け 第 号で利用の決定を受けた介護  
予防・生活支援サービス事業を次の理由により終了するので届け出ます。

利用者の氏名		性 別	男・女
利用者の住所	佐野市		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
電 話			
利用事業名			
終 了 日	年 月 日		
終了の理由			

## 介護予防・生活支援サービス事業終了通知書

年 月 日

様

佐野市長

印

次のとおり介護予防・生活支援サービス事業の利用の終了の届出がありましたので通知します。

利用者の氏名		性 別	男・女
利用者の住所	佐野市		
生年月日	年 月 日（ 歳）		
電 話			
利用事業名			
終 了 日	年 月 日		
終了の理由			

介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書（ 年 月分）  
年 月 日

佐野市長 様

申請者 所在地  
氏 名 ⑩  
電 話

佐野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業名称及び利用者数

事業名称	
利用者数	人

2 延利用回数及びサービス時間数

	要支援1	要支援2	事業対象者	利用者合計
登録者数	人	人	人	人
利用者数	人	人	人	人
延利用回数	回	回	回	回
サービス時間数	分	分	分	分

3 利用者別内訳 別紙

(別紙)

介護予防・日常生活支援総合事業実績表 ( 年 月分)

事業名		区分	要支援1・要支援2 事業対象者
被保険者番号		利用者氏名	

回数	日	曜日	サービス時間		サービス内容
			時 分～	分	
1			時 分～	分	
2			時 分～	分	
3			時 分～	分	
4			時 分～	分	
5			時 分～	分	
6			時 分～	分	
7			時 分～	分	
8			時 分～	分	
合 計				分	
備 考					